

平成27年度 財政的援助団体等監査結果

1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資法人」という。）
関係法令を遵守し、出資（出捐）目的に沿って運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体等」という。）
関係法令を遵守し、補助金等の交付目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）
関係法令を遵守し、施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の24団体を選定し監査を実施した。

| | |
|------------------------|---------------------------|
| 公益財団法人 やまなし文化学習協会 | (出資法人) |
| 公立大学法人 山梨県立大学 | (〃) |
| 地方独立行政法人 山梨県立病院機構 | (〃) |
| 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 | (〃) |
| 公益財団法人 やまなし環境財団 | (〃) |
| 公益財団法人 山梨県林業公社 | (〃) |
| 公益財団法人 小佐野記念財団 | (〃) |
| 公益財団法人 山梨県国際交流協会 | (〃) |
| 公益財団法人 山梨県子牛育成協会 | (〃) |
| 公益財団法人 山梨県体育協会 | (〃) |
| 公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団 | (〃) |
| 公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター | (〃) |
| 株式会社 山梨食肉流通センター | (〃) |
| 公益財団法人 山梨県青少年協会 | (〃) |
| 一般社団法人 山梨県トラック協会 | (補助団体等) |
| 山梨県小児救急医療事業推進委員会 | (〃) |
| 公益財団法人 山梨みどり奨学会 | (〃) |
| 一般社団法人 山梨県医師会 | (〃) |
| 山梨県農業会議 | (〃) |
| 社会福祉法人 蒼溪会 | (あゆみの家指定管理者) |
| 社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会 | (梨の実寮、育精福祉センター成人寮 〃) |
| 合同会社 富士川・切り絵の森 | (富士川観光センター、富士川クラフトパーク 〃) |
| 株式会社 桔梗屋 | (富士湧水の里水族館 〃) |
| 富士観光開発・富士グリーンテックグループ | (曾根丘陵公園 〃) |

3 監査実施期間

平成27年8月27日～平成27年11月16日

4 監査対象期間

平成26年度

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

(4) 意見

監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

7 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分毎の集計は、次のとおりである。

| | |
|----------|-----|
| (1) 指摘事項 | 8件 |
| (2) 指導事項 | 73件 |
| (3) 注意事項 | 11件 |
| (4) 意見 | 8件 |

8 団体ごとの監査の結果及び意見

別紙のとおりである。

9 監査を通じての総括的意見

各団体においては、時代の変化や県民ニーズに的確に対応した健全で合理的、効率的な業務運営に日々取り組んでいるところであるが、今回の監査において、指導事項等の件数が92件にも上り、1団体で10件を超えるところも複数あった。特に、前回指導事項とした内容について、措置状況の回答どおりの改善策が全く実施されていなかったものや、同様の事案が繰り返されていたものなど、監査結果が団体の事務改善に活かされていない状況が見受けられた。

こうした未改善の事案について、指摘事項の扱いとしたことを重く受け止め、今回、監査対象とならなかった団体も含め、県所管課においては、団体の事務・事業の実施状況を的確に把握し、事務処理の適正化と質の向上に向け、適切な指導・助言に努められたい。特に、県が出資している団体の所管課においては、県行政との関わりが深く、共に事業を推進する関係にあることから、このことに強く留意されたい。

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 やまなし文化学習協会 | |
| 所管部(局)課 | 企画県民部 生涯学習文化課、県民生活・男女参画課(指定管理) | |
| 監査実施日 | 平成27年9月16日、17日 10月16日 | |
| 事業の概要 | <p>文化の香り高い山梨の実現に向け、県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を推進・支援するとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 芸術文化の推進及び振興 (2) 生涯学習の推進及び振興 (3) 男女共同参画の推進及び振興 (4) その他上記の目的を達成するために必要な事業</p> | |
| 財政的援助等の内容 | <p>[出捐金] (出捐率50.0%) 15,000,000円</p> <p>〈公施設〉山梨県立男女共同参画推進センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>指定管理料(平成26年度) 134,176,000円</p> | |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項]</p> <p>前回監査において、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具器具及び備品については、財務規程に基づき固定資産台帳を備えて管理することとなっているにもかかわらず、ネットワーク機器について固定資産台帳の作成及び登載がなく、減価償却が行われていなかったことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「ネットワーク機器について固定資産台帳に登載するとともに、平成25年度に固定資産として計上し減価償却を行った。」との回答があり、当該機器については所要の事務処理が行われていたが、今回の監査において、別の機器(ワイヤレスレシーバー・ワイヤレスチューナーユニット)に同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。(ぴゅあ総合)</p> <p>[指導事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> ネットワーク機器について、前回監査に基づき固定資産台帳に登載するとともに平成25年度に固定資産として計上し減価償却を行っていたが、耐用年数について10年のところを5年とする誤りがあり、平成26年度の減価償却費が過大に計上されていた。また、過年度の減価償却費が計上されていなかったため、期末帳簿価額が過大となっていた。(ぴゅあ総合) 普通預金口座に入金された利用料金3,780円について、決算日の3月31日に残高として残っていたが、貸借対照表において普通預金として計上せず、未収金として計上していた。(ぴゅあ富士) 郵便切手類受払簿について、払い出しや使用先の記載がもれているもの及び当月末残と翌月の前月繰越残が相違しているものがあった。(ことぶき勸学院) 財務規程第17条の3に「即日に処理できない現金については、金庫に保管し迅速に処理するものとする。ただし、収納した金額が3万円に達するまでは、7日分までの金額を取りまとめて払い込むことができる。」と規定されているが、双葉ふれあい文化館の利用料金の現金及び森の教室の参加費の現金について、7日を超えて払い込まれているものがあった。また、双葉ふれあい文化館の利用料金の現金については、3万円を超えた時点で迅速に払い込まれていないものがあった。(双葉ふれあい文化館)(森の教室) ぴゅあ3館及び双葉ふれあい文化館の利用料金収益の会計年度所属区分については、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、利用日の属する会計年度で処理している。しかし、財務規程においては、「収入の会計年度所属は、これを領収した日の属する年度」と規定し、利用料金等に関する事務取扱要綱では、「利用料金の会計年度所属は、利用料金明細通知書を発するものは、当該明細通知書を発した日の属する年度」と規定されてお | |

| | |
|----|---|
| | <p>り、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。 （ぴゅあ3館）（双葉ふれあい文化館）</p> <p>6 平成26年度の修繕費として未払金に計上した、照明交換工事、LED交換修繕工事及び玄関タイル修繕工事の費用について、次のとおり、不適切な処理が認められた。</p> <p>（1）上記3件の工事について、検収日が実際の完成確認日ではなく、請求日の日付となっていた。</p> <p>（2）照明交換工事は、遅延により平成27年4月10日の完成となったため、平成26年度の未払金とせず、完成した日の属する年度の支出とすべきであった。</p> <p>（3）LED交換修繕工事の納品書及び請求書に日付の記載がなく、修繕工事日が確認できなかった。</p> <p>（4）玄関タイル修繕工事の請求書に修繕工事日の日付がなく、修繕工事日が確認できなかった。また、玄関タイル修繕工事のうち外部通路タイル部分補修工事について、「山梨県立男女共同参画推進センターの管理に関する基本協定書」第18条第3項の規定に基づく県の承認を受けていなかった。（ぴゅあ総合）</p> <p>7 印刷機及び紙折り機（付加装置）の賃貸借料金の不足分について、4月1日付けで管理費の消耗品費から流用しているが、財務規程第14条第3項に定める予算流用伺いが起案されていなかった。（山梨県生涯学習推進センター）</p> <p>8 印刷機インク等の請求書に請求日付のないものが複数あった。（山梨県生涯学習推進センター）</p> <p>9 複写サービスに関する契約書において、財務規程第44条及び業務委託仕様書の管理運営基準に基づき、記載すべき契約保証金免除条項及び暴力団排除条項の記載がなかった。（山梨県生涯学習推進センター）</p> <p>10 平成26年4月から高速道路利用料金を通勤手当の支給対象としているが、支給可能な根拠規定が協会職員給与規程に明記されていなかった。</p> <p>＜注意事項＞ 2件</p> |
| 意見 | <p>今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項1件については、固定資産の取扱いについて前回指導事項と同様の内容の不備であり、前回の監査結果が、協会の事務改善に結び付かなかったことは遺憾である。</p> <p>協会は、多数の施設を運営しており、現場の裁量で行う事務処理も多いと考えられるが、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| 監査対象団体 | 公立大学法人 山梨県立大学 | |
| 所管部（局）課 | 総務部 私学文書課 | |
| 監査実施日 | 平成27年9月3日、4日 10月13日 | |
| 事業の概要 | <p>大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（1）大学を設置し、これを運営すること</p> <p>（2）学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと</p> <p>（3）法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと</p> <p>（4）公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること</p> <p>（5）大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること</p> <p>（6）上記の各業務に附帯する業務を行うこと</p> | |
| 財政的援助等の内容 | <p>[出資金]（出資率 100.0%）</p> <p>[交付金] 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金（標準運営費交付金）</p> <p>公立大学法人山梨県立大学運営費交付金（特定運営費交付金）</p> <p>[補助金] 山梨県立大学施設整備費補助金</p> <p>看護職員専門分野研修事業費補助金</p> | <p>7,152,075,733 円</p> <p>908,223,000 円</p> <p>105,493,095 円</p> <p>12,960,000 円</p> <p>3,920,000 円</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|--------|------------|----|------------|--|------------|----|--------|--|-----|----|--------|-------|-------|--------|---------|--|---------|--------|---------|
| 監査の結果 | <p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 会計事務取扱規程第31条に定められている月次報告書に添付する書類のうち、予算差引簿の作成・添付がされていなかった。 大学所蔵の図書資料について、図書館資料管理要項第10条に定める除籍等の処理方法に不備や誤りがあったため、貸借対照表への図書資産の計上額と図書システムによる図書資産台帳の残高に差異があった。 小口現金について、小口現金取扱要項第7条に「毎日の小口現金出納業務終了後、小口現金の受払を小口現金出納帳（様式第3号）に記帳し、小口現金の現在高と帳簿残高との照合をしなければならない。」と規定されているが、照合されていないものがあった。 また、釣り銭資金について、釣り銭資金取扱要項第5条に「釣り銭資金保管簿を備え、毎日翌日に繰り越す釣り銭資金の手許有高を記載しなければならない。」と規定されているが、記載されていないものがあった。 エレベーター保守管理業務委託について、契約書等が作成されていなかった。 預り金の出納について、不適切な事務処理があった。 <table border="0" data-bbox="411 734 1265 929"> <tr> <td>所得税</td> <td>退職手当控除の未納付</td> <td>2件</td> <td>1,171,902円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>報酬から控除の未納付</td> <td>1件</td> <td>5,243円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>過納付</td> <td>3件</td> <td>9,258円</td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td>健康保険料</td> <td>控除過不足分</td> <td>39,021円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>厚生年金保険料</td> <td>控除過不足分</td> <td>42,335円</td> </tr> </table> JRで通勤し回数券の金額で支給している教員の通勤手当の認定に誤りがあり、過大に支給されていたものがあった。 私用自動車を利用した旅行において、通勤手当との調整に誤りがあり、過大に支給されていたものがあった。 通勤届に通勤経路の記載がないものがあった。 <p><注意事項> なし</p> | 所得税 | 退職手当控除の未納付 | 2件 | 1,171,902円 | | 報酬から控除の未納付 | 1件 | 5,243円 | | 過納付 | 3件 | 9,258円 | 社会保険料 | 健康保険料 | 控除過不足分 | 39,021円 | | 厚生年金保険料 | 控除過不足分 | 42,335円 |
| 所得税 | 退職手当控除の未納付 | 2件 | 1,171,902円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 報酬から控除の未納付 | 1件 | 5,243円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 過納付 | 3件 | 9,258円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会保険料 | 健康保険料 | 控除過不足分 | 39,021円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 厚生年金保険料 | 控除過不足分 | 42,335円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見 | <p>経済・社会のグローバル化、少子高齢化の進行など、大学を取り巻く環境が大きく変化 する中、県が示した第2期中期目標（平成28年度～平成33年度）の達成に向け、引き続き、 地域の産業振興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に取り組むとともに、地域の課題解 決に貢献できる優秀な人材の地域への供給など、新たに策定する中期計画の着実な推進に 取り組まれない。</p> <p>特に、少子高齢化、人口減少等を始めとした地域が抱える様々な課題に対応した地域研 究や地域連携プロジェクトを推進し、地域との連携を強化するとともに、外部研究資金の 獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保や拡充等、自己収入の増加のための活 動を積極的に進めることにより財務内容の改善に努められたい。</p> <p>また、今回の監査において、前回指導事項とした図書資産の計上額と台帳上の残高の差 異について一部改善にとどまっていた件を含め、8件を指導事項とした。これらは、基本 的な事務における確認不足などによるものであるが、職員は、一人一人が県立の大学の運 営に携わっているということを常に自覚しながら、適切な事務処理の執行に努めるととも に、チェック体制等の再確認や事務職員の育成等に取り組まれない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------|--|
| 監査対象団体 | 地方独立行政法人 山梨県立病院機構 |
| 所管部（局）課 | 福祉保健部 医務課 |
| 監査実施日 | 平成27年10月13日、14日 11月16日 |
| 事業の概要 | <p>山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応 した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確 保及び増進に寄与することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療を提供すること 医療に関する調査及び研究を行うこと |

| | | |
|-----------|---|--|
| | (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと (4) 医療に関する地域への支援を行うこと (5) 災害時における医療救護を行うこと (6) 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと | |
| 財政的援助等の内容 | [出資金] (出資率 100.0%) 243,220,940円 [補助金] 周産期母子医療センター運営事業費補助金 2,908,000円 NICU入院児退院支援コーディネーター事業費補助金 1,344,000円 ドクターヘリ運用事業費補助金 195,690,000円 ゲノム解析・研究事業費補助金 20,000,000円 分娩手当等支給事業費補助金 3,157,000円 災害派遣車両整備事業費補助金 4,402,000円 がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 15,236,000円 医師臨床研修費補助金 23,025,440円 救急搬送受入支援事業費補助金 3,541,000円 感染症指定医療機関運営事業費補助金 1,525,000円 新人看護職員卒後研修事業費補助金 1,060,000円 歯科医師臨床研修費補助金 599,136円 [貸付金] 県立病院機構施設整備等貸付金 712,000,000円 [負担金] 山梨県立病院機構運営費負担金 3,517,995,000円 エイズ中核拠点病院事業費負担金 429,313円 | |
| 監査の結果 | [指摘事項] 前回監査において、予算執行表の支出予算の項又は目の科目に、執行額が予算額を超えているものがあり、実質的に支出予算の各項又は各目の金額が流用されていたが、会計規程第14条第2項又は第3項に規定する予算流用申請書の作成及び理事長の決定がされていなかったことから、指導事項とした。 この監査結果に基づく措置状況において、「今後、他の地方独立行政法人の処理方法等を確認したうえで、現状の事務処理に沿うよう規程改正を行う等の検討を進めていく。」との回答があったが、今回の監査においても状況の変化はなく同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。また、執行額に対して予算総額が不足する状況にあったが、同規程第12条第1項に基づく当初予算の変更がなされていなかった。 | |
| | [指導事項] 1 有価証券(債券)の未収利息を計上しているが、日数計算の誤りにより、未収利息が過大計上となっていた。 2 医薬品の実地棚卸において、棚卸差異が多額に発生しているが、予備監査日現在まで原因追及がされていなかった。 3 長期未収金が次のとおり認められた。(決算日現在) ① 中央病院 医業未収金 259,703,206円 ② 北病院 医業未収金 19,519,868円 4 消費税の中間申告納付において、納付期限を過ぎて納付したものがあり、延滞税6,400円を支払っていた。 5 契約書の記載について、次のとおり不備があった。 (1) 単価契約である「北病院除雪業務委託契約書」について、予定数量の記載がなかった。また、違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。 (2) 単価契約である「臨床検査業務委託契約書」について、予定数量の記載がなかった。 (3) 医療用医薬品の購入に関する単価契約書において、契約保証金を免除していたが違約金に関する事項が記載されていなかった。また、予定数量の記載がなかった。 (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託契約書及び産業廃棄物処理委託契約書(収集・運搬)において、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項の記載がなかった。 6 平成26年度山梨県NICU入院児退院支援コーディネーター事業費補助金について、法 | |

| | |
|----|---|
| | 定福利費の積算に誤りがあり、過小に実績報告を行っていた。 |
| | ＜注意事項＞ 2件 |
| 意見 | <p>県が示した第2期中期目標(平成27年度～平成31年度)を達成するため、引き続き県民の健康と生命を守る基幹病院として、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、政策医療を確実に実施するとともに、地域の医療機関との連携を一層強化するなど、医療を取り巻く環境の変化と多様化する県民の医療ニーズに的確に対応し、中期計画の着実な推進に取り組まれない。</p> <p>また、今回の監査において、執行額が予算を超過する場合の手続きについて、前回の指導事項が改善されていなかったことを指摘した。自ら定めた会計規程を遵守せず、予算管理が適正に行われていない状況が放置されていたことは、極めて遺憾である。このほか、6件が指導事項とされたことも含め、迅速かつ適正な改善を図るとともに、業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努め、今後とも県立の病院として、県民に信頼され県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう業務運営の改善等に取り組まれない。</p> <p>なお、機構の減価償却の方法は、平成19年度税制改正前の旧定額法に基づき、取得価額の5%まで償却を行っている。しかしながら、この方法は、耐用年数を経過した時点での資産価値の実態を反映しているわけではないため、改正後の償却方法により残存価額は1円(備忘価額)とすることを検討されたい。</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 | |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 福祉保健総務課、障害福祉課(指定管理) | |
| 監査実施日 | 平成27年9月29日、30日 11月2日 | |
| 事業の概要 | <p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 (ア) 養護老人ホームの経営 (イ) 児童養護施設の経営 (ウ) 特別養護老人ホームの経営 (エ) 障害者支援施設の経営</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業 (ア) 老人デイサービス事業の経営 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ウ) 障害福祉サービス事業の経営 (エ) 聴覚障害者情報提供施設の経営 (オ) 老人居宅介護等事業の経営 (カ) 相談支援事業の経営</p> | |
| 財政的援助等の内容 | <p>[出資金] (出資率 100.0%) 13,300,000円</p> <p>〈公施設〉山梨県立聴覚障害者情報センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成26年度) 34,124,000円</p> | |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項]</p> <p>1 前回監査において、</p> <p>(1) 軽油、灯油及びA重油の予定価格について、市場価格等から積算した算出価格に対し、契約担当者は、明確な根拠がないまま予定価格を高く設定していたこと</p> <p>(2) 軽油に係る予定価格の積算において、軽油引取税も含めて消費税を算出していたこと</p> <p>(3) レギュラーガソリン、軽油及び灯油の各契約書に予定数量の記載がなかったことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「(1) 燃料の予定価格については、市場価格調査機関の情報等に基づき積算する。(2) 軽油の予定価格については、軽油引取税を除いた単価で積算する。(3) 予定数量を記載可能な場合は、記載することとした。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、前回指導事項としたことが</p> | |

改善されていなかった。(きぼうの家)

- 2 前回監査において、新規土地購入既存施設解体工事請負他2件の契約書に、経理規程第59条に基づく契約保証金に関する条項が記載されていなかったことから、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「今後は、事業団経理規程施行細則第30条の規定に基づき、「保証金の免除」を記載する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、一般廃棄物処理業務委託契約書及び電動ベッド等の物品売買契約書に同様の事案があり、前回指導事項としたことが改善されていなかった。また、一般廃棄物処理業務委託契約書については、貼付消印されていた収入印紙の金額に誤り(不足)があった。(桃源荘)(サテライト桃源荘)

- 3 前回監査において、新館吸収冷温水機応急修理工事において、経理規程施行細則第41条に定める検収並びに所定書類への検収年月日及び職氏名の記載、押印が行われていなかったことから、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「今後は、事業団経理規程施行細則第41条の規定に基づき、検収を行う。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、サービスワゴンの購入において同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。(サテライト桃源荘)

[指導事項]

- 1 平成26年度中に処分した焼却炉他7点の固定資産について、固定資産処分損が計上されていなかった。(桃源荘)
- 2 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。(本部事務局)
- 3 郵便切手及び収入印紙の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。(桃源荘)
- 4 貯蔵品のうち、漂白剤の期末残高の計算において、単価に誤りがあり110,676円が過大に計上されていた。(桃源荘)
- 5 平成27年3月分電気料のうち、49,013円を未払金に二重計上したため、水道光熱費が過大に計上されていた。(サテライト桃源荘)
- 6 燃料(灯油、A重油)の契約書の記載について、次のとおり不備があった。
- (1) A重油の契約において、契約書第5条第2項に「請求額は、第1条に定める単価に納入量に乗じた金額に、当該金額100分の8に相当する額を加算した金額とする。」とあるため、契約書第1条で税抜金額による単価を定めているが、単価94.8円の後に「(内取引に係る消費税額7.58円)」との不用な文言が記載されていた。
- (2) 灯油の契約において、単価は税込金額で定めており、契約書第1条に「単価97.2円(内取引に係る消費税額7.2円)」とあるが、契約書第5条第2項に「請求額は、第1条に定める単価に納入量に乗じた金額に、当該金額100分の5に相当する額を加算した金額とする。」との不用な文言が記載されていた。
- (3) 灯油、A重油の契約において、経理規程第59条及び経理規程施行細則第32条に基づく違約金条項が設けられていなかった。(きぼうの家)
- 7 契約書の記載について、次のとおり不備があった。
- (1) ガソリン・軽油・灯油について、単価契約の契約書に予定数量及び契約保証金に関する条項が記載されていなかった。また、契約日(4月1日)より後に支出負担行為伺いを行っていた。
- (2) 再リースした公用車のメンテナンス料に係る支出について、支出負担行為伺いを行うべきところ、契約日より後に処理票で行っていた。
- (3) 介護実習委託契約書の締結について、契約日(4月1日)より後に起案を行っていた。また、収入印紙が貼付されていなかった。

| | |
|----|--|
| | <p>(4) 一般廃棄物収集運搬委託契約書及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定建築物の定期報告に係る経費についての請書に収入印紙が貼付されていなかった。また、一般廃棄物収集運搬委託契約書には契約保証金に関する記載がなく、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定建築物の定期報告に係る経費についての請書には日付の記載がなかった。(豊寿荘)</p> <p>8 平成27年3月に行われた、サテライト桃源荘竣工式に係る業務委託の支出負担行為の支出限度額及び予定価格調書の予定価格を算出する際の消費税率が、5%で計算されていた。また、見積書点検表に記載されている見積金額が、消費税込みの金額となっていた。(本部事務局)</p> <p>9 賞与引当金については、賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費の合計額を計上していたが、事業団の経理規程又は施行細則に、法定福利費を含める旨の規定がなかった。また、財務諸表の注記における賞与引当金の計上基準についても、法定福利費を含める旨の記載がなかった。(本部事務局)</p> <p>10 旅費の現金支払いの際に、旅行者の受領印が押印されていないものがあった。(はまなし寮)</p> |
| | <注意事項> 1件 |
| 意見 | <p>今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項3件については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されていなかったものであり、前回の監査結果が、事業団の事務改善に結び付かなかったことは、極めて遺憾である。</p> <p>事業団は多種多様な施設を各地域で運営していることから、経理等の統一的な指導を行うため内部監査を実施しているが、効果的な指導となるよう本部事務局が継続的に関与し、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。</p> |

| | | |
|-----------|---|--------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 やまなし環境財団 | |
| 所管部(局)課 | 森林環境部 森林環境総務課 | |
| 監査実施日 | 平成27年9月10日 | |
| 事業の概要 | <p>環境に関する普及啓発活動を行い、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の環境保全活動を積極的に支援し、もって山梨県の環境保全活動の推進に資することを目的とする。</p> <p>(1) 環境に関する研究活動及び地域に根ざした環境保全のための実践活動に対する表彰 (2) 環境に関する普及啓発活動 (3) 民間団体による環境保全活動への支援 (4) 環境教育のための事業 (5) その他法人の目的を達成するために必要な事業</p> | |
| 財政的援助等の内容 | [出捐金] (出捐率99.3%) | 479,000,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。 | |

| | | |
|---------|--|--|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県林業公社 | |
| 所管部(局)課 | 森林環境部 森林整備課 | |
| 監査実施日 | 平成27年10月1日、2日 11月5日 | |
| 事業の概要 | <p>山梨県において、森林資源の造成、整備を図るとともに、森林・林業に関する普及啓発及び林業の担い手の確保育成を行い県土の緑化、保全並びに農山村経済の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 分収造林及び分収育林に関する事業 (2) 森林・林業に関する普及啓発の事業 (3) 農山村における林業振興のための事業</p> | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------|-------------|------------------------------|---------------|--------------------|-------------|-----------------|--------------|--------------------|--------------|-------------------|-------------|----------------|-------------|----------|--------------|-------------------|-----------|-------------------------------|-------------|---|----------------|
| | (4) 山梨県の委託を受けてする施設の管理運営等に関する事業 (5) 山梨県林業労働センターの運営等林業の担い手確保育成に関する事業 (6) その他法人の目的を達成するために必要な事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財政的援助等の内容 | <table> <tr> <td>[出捐金] (出捐率 100.0%)</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] (公財) 山梨県林業公社分収林事業支援補助金</td> <td>481,185,436 円</td> </tr> <tr> <td>森林整備活性化資金利子助成事業補助金</td> <td>8,065,014 円</td> </tr> <tr> <td>森林整備担い手対策事業費補助金</td> <td>10,287,161 円</td> </tr> <tr> <td>森林整備加速化・林業再生事業費補助金</td> <td>14,908,162 円</td> </tr> <tr> <td>林業労働者通年就労奨励事業費補助金</td> <td>9,347,207 円</td> </tr> <tr> <td>低コスト林業支援事業費補助金</td> <td>5,255,088 円</td> </tr> <tr> <td>造林事業費補助金</td> <td>34,378,849 円</td> </tr> <tr> <td>林材業就業促進総合対策事業費補助金</td> <td>411,864 円</td> </tr> <tr> <td>県有林造林労働者通年就労奨励事業恩賜県有財産特別会計補助金</td> <td>1,509,630 円</td> </tr> <tr> <td>[損失補償] (株)日本政策金融公庫及び市中金融機関が (公財) 山梨県林業公社に融資した資金にかかる損失補償</td> <td>6,867,728,521円</td> </tr> </table> | [出捐金] (出捐率 100.0%) | 1,000,000 円 | [補助金] (公財) 山梨県林業公社分収林事業支援補助金 | 481,185,436 円 | 森林整備活性化資金利子助成事業補助金 | 8,065,014 円 | 森林整備担い手対策事業費補助金 | 10,287,161 円 | 森林整備加速化・林業再生事業費補助金 | 14,908,162 円 | 林業労働者通年就労奨励事業費補助金 | 9,347,207 円 | 低コスト林業支援事業費補助金 | 5,255,088 円 | 造林事業費補助金 | 34,378,849 円 | 林材業就業促進総合対策事業費補助金 | 411,864 円 | 県有林造林労働者通年就労奨励事業恩賜県有財産特別会計補助金 | 1,509,630 円 | [損失補償] (株)日本政策金融公庫及び市中金融機関が (公財) 山梨県林業公社に融資した資金にかかる損失補償 | 6,867,728,521円 |
| [出捐金] (出捐率 100.0%) | 1,000,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [補助金] (公財) 山梨県林業公社分収林事業支援補助金 | 481,185,436 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森林整備活性化資金利子助成事業補助金 | 8,065,014 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森林整備担い手対策事業費補助金 | 10,287,161 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 森林整備加速化・林業再生事業費補助金 | 14,908,162 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林業労働者通年就労奨励事業費補助金 | 9,347,207 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 低コスト林業支援事業費補助金 | 5,255,088 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 造林事業費補助金 | 34,378,849 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林材業就業促進総合対策事業費補助金 | 411,864 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県有林造林労働者通年就労奨励事業恩賜県有財産特別会計補助金 | 1,509,630 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [損失補償] (株)日本政策金融公庫及び市中金融機関が (公財) 山梨県林業公社に融資した資金にかかる損失補償 | 6,867,728,521円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 奨励事業管理システム改修業務委託契約において、契約書に定められている管理技術者の通知及び情報セキュリティに関する責任を有する者を明らかにする書面がなかった。 平成26年4月分の公用車のガソリン代の支払において、次のとおり不適切な事務処理があった。 <ol style="list-style-type: none"> 平成25年度の未払金として扱われるべき、3月25日～28日に給油した102.93L分の代金について、4月分として支払われていた。 契約単価(税抜き)は、3月分:149.4円/L、4月分:151.4円/Lであるが、業者から3月分についても4月分の単価を適用して請求されていたが、請求どおり過大に支払われていた。 公用車のタイヤローテーションを行った際の料金を、業者からガソリン代として請求されていたが、全額、燃料費で支払われていた。 公益財団法人山梨県林業公社役員等の報酬、手当及び費用に関する規程では、費用弁償として支給する旅費について、「山梨県職員旅費条例の例による。」とされているが、500円未満にあっては500円に、500円以上1,000円未満にあっては1,000円に、それぞれ切り上げて支給されており、平成26年度中に総額1,782円過大に支給されていた。 財務諸表の会計区分については、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、「法人会計・公益目的事業会計等」とされているが、財務規程第4条第1項においては、「公社の会計は一般会計と特別会計とする」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていなかった。 基本財産運用益(定期預金利息390円)が指定正味財産増減の部に計上され、一般正味財産への振替を行っているが、財務諸表に注記すべき項目とされている「指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳」が注記に記載されていなかった。 <p><注意事項> 1件</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見 | <p>公社では、平成28年度末の廃止に向けて、当公社の改革プランに基づき、分収林の土地所有者との間に、分収林管理の県への移管、分収割合の見直し及び契約期間の延長を内容とする変更契約の締結を進めており、平成28年1月末の実施済み件数は、総契約件数3,377件のうち2,283件(67.6%)となっている。公社として残された1年間余ですべての変更契約が締結できるよう、関係機関と協力し鋭意努力されたい。</p> <p>また、改革プランを実施した場合においても、公庫等からの借入金返済のための県補助金やこれまでの県貸付金の債権放棄等により167億円に及ぶ多額の県民負担が見込まれていることから、今後とも、改革プランを着実に実行し県民負担の抑制に努めるとともに、これ</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | まで公社が管理してきた分収林を、公社廃止時に県に円滑に移管できるよう準備を進められたい。 |
|--|--|

| | | |
|-----------|--|--------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 小佐野記念財団 | |
| 所管部(局)課 | 観光部 国際交流課 | |
| 監査実施日 | 平成27年9月1日 | |
| 事業の概要 | <p>文化やスポーツなどの国際交流活動等により、山梨県の国際化の推進を図り、もって世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 国際交流等の目的をもって行う人物の派遣及び招へい並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助</p> <p>(2) 国際交流等を目的とする催しの実施並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助</p> <p>(3) 国際交流等を行うために必要な資料の作成、収集、交換及び頒布</p> <p>(4) 上記のほか、法人の目的を達成するために必要な事業</p> | |
| 財政的援助等の内容 | [出捐金] (出捐率 93.6%) | 300,000,000円 |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | |
| | [指導事項] | |
| | 財団事務処理規程第16条に定める事務局長専決事項の決裁について、同規程等には代決が可能な旨の規定がないにもかかわらず、事務局次長が代決しているものがあつた。 | |
| | <注意事項> なし | |

| | | |
|-----------|--|------------------------------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県国際交流協会 | |
| 所管部(局)課 | 観光部 国際交流課 | |
| 監査実施日 | 平成27年8月27日 | |
| 事業の概要 | <p>県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 国際交流の推進に関すること</p> <p>(2) 国際協力の推進に関すること</p> <p>(3) 多文化共生の推進に関すること</p> <p>(4) 海外山梨県人会との連携に関すること</p> <p>(5) 国際交流、国際協力等に係る団体の指導育成に関すること</p> <p>(6) 関係官庁及び団体との連絡調整並びに受託事務に関すること</p> <p>(7) その他協会の目的を達成するために必要な事業の推進に関すること</p> | |
| 財政的援助等の内容 | [出捐金] (出捐率 79.8%) | 200,100,000円 |
| | [補助金] 山梨・アイオワ青少年育成事業費補助金 (公財)山梨県国際交流協会事業費補助金 海外県人会等活動促進事業費補助金 | 2,000,000円 700,000円 960,000円 |
| | <公施設> 山梨県立国際交流センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成26年度) | 36,975,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかつた。 | |

| | | |
|-----------|--|--|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県子牛育成協会 | |
| 所管部(局)課 | 農政部 畜産課 | |
| 監査実施日 | 平成27年9月25日 | |
| 事業の概要 | <p>山梨県内の子牛の生産、育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝 (2) 子牛の生産、育成振興事業 (3) 動物のふれあい事業に関する事業 (4) 公共育成牧場の業務受託事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> | |
| 財政的援助等の内容 | <p>[出捐金] (出捐率100.0%) 10,000,000円</p> <p>〈公施設〉山梨県立八ヶ岳牧場 指定期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 指定管理料(平成26年度) 199,140,000円</p> <p>山梨県立まきば公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成26年度) 17,314,000円</p> | |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 貸借対照表・負債の部において、流動負債とすべき1年以内に支払期限が到来する賞与引当金が固定負債に計上されていた。</p> <p>2 私用車を利用した居所発着の旅行において、通勤調整が片道分しかなされておらず、旅費が過大に支給されているものがあつた。</p> <p>〈注意事項〉 なし</p> | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県体育協会 | |
| 所管部(局)課 | 教育庁 スポーツ健康課、県土整備部 都市計画課(指定管理) | |
| 監査実施日 | 平成27年9月14日、15日 10月22日 | |
| 事業の概要 | <p>山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的とする。</p> <p>(1) 生涯スポーツの振興を図ること (2) 競技力の向上を図ること (3) 国民体育大会に参加する役員及び競技者を選定並びに派遣すること (4) 各種スポーツ大会、講習会等を開催すること (5) スポーツ指導者を育成すること (6) 総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること (7) スポーツ少年団を育成すること (8) スポーツについての調査・研究及び情報を提供すること (9) スポーツの振興に功績のあつた個人・団体を表彰すること (10) 加盟団体の組織強化及び相互の連携を図ること (11) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業を行うこと (12) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと</p> | |
| 財政的援助等の内容 | <p>[出捐金] (出捐率89.7%) 421,340,065円</p> <p>[補助金] (公財)山梨県体育協会事業費補助金 160,945,441円</p> <p>〈公施設〉山梨県小瀬スポーツ公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成26年度) 426,058,000円</p> | |

| | |
|-------|---|
| | <p>山梨県富士北麓公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料（平成26年度） 77,520,000円</p> <p>山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター 指定期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日 指定管理料（平成26年度） 21,719,000円</p> <p>山梨県緑が丘スポーツ公園 指定期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 指定管理料（平成26年度） 74,666,000円</p> <p>山梨県立八ヶ岳スケートセンター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料（平成26年度） 50,558,000円</p> <p>山梨県立八代射撃場 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料（平成26年度） 5,198,000円</p> |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項]</p> <p>1 前回監査において、 (1) 長期滞留未収金として、「体育史第3巻」の平成20年度販売分90,000円があったこと (2) 貸借対照表に貯蔵品として計上している「体育史第3巻」(549冊、6,039,000円)について、発行から5年近くが経過している。販売できる見込みがなければ会計上除却し、平成25年度の決算では、貯蔵品として計上すべきではないことから、指導事項とした。 この監査結果に基づく措置状況において、「(1) 引き続き冊子販売代金の回収に努めるが、未収金については、平成25年度末に損失処理する。(2) 処理方針を検討し、指摘のとおりに処理する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、これら指導事項に対する措置手続きがなされておらず、前回指導事項としたことが改善されていなかった。</p> <p>2 常勤役員の期末手当の額及び支給方法については、「(公財)山梨県体育協会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の第5条第3項において、「山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定を準用する。」と定めており、その規定に基づき支給すべきであったが、山梨県職員給与条例等の規定を準用して支給したため、過払いとなっていた。 (平成26年度 過払額 152,250円)</p> <p>3 前回監査において、緑が丘スポーツ公園の有料公園施設利用許可申請書の中に、申請日が利用日より後の日付のものがあったことから、指導事項とした。 この監査結果に基づく措置状況において、「利用の前に、利用許可申請書を提出してもらうよう徹底する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても同様の事案があり、前回指導事項としたことが改善されていなかった。 (緑が丘スポーツ公園)</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 平成26年度決算の貸借対照表において、特定資産に計上されている退職給付引当資産は定年退職の支給率等で積算され、固定負債に計上されている退職給付引当金は期末の自己都合退職の支給率で積算されていた。引当資産(特定資産)と引当金(負債)は、実態に応じて同額計上すべきであるが、22,658,161円の乖離があった。 なお、退職給付引当資産において、平成26年度末決算時に286,000円が過大計上されていた。</p> <p>2 売店出店手数料(平成25年3月～平成27年3月分)の未収金339,480円について、督促管理が実施されていなかった。</p> <p>3 国民体育大会服装費補助金の実績報告書に添付された領収書の支払金額が9,000円不足</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>していたにもかかわらず、交付決定した金額のまま補助金の額の確定をしているものがあつた。また、不足分の領収書の写しは後日提出されていたが、領収書の支払日が実績報告書の提出日より後の日付となっていた。</p> <p>4 小瀬スポーツ公園武道館及び陸上競技場に設置されているエレベーターのインターフォン用バッテリーの緊急修繕について、実際の作業の後に見積書を徴していた。</p> |
| | <p>〈注意事項〉 3件</p> |
| 意見 | <p>今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項3件中2件については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されていなかったものであり、前回の監査結果が、協会の事務改善に結び付かなかつたことは、極めて遺憾である。</p> <p>協会は多数の施設を運営しており、管理すべき事務処理も多岐にわたるが、問題点への対応を放置せず、改善に向けて確認、指導のあり方を再検討し、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。</p> <p>また、県の条例を準用している期末手当について、規定の適用誤りによる過払いについて指摘した。協会からの経緯説明では、準用規定の改正状況の認識不足が一因であつた。県の制度を準用するのであれば、県所管課との連携、連絡を密にして、制度の改正状況等の把握に努められたい。</p> |

| | | |
|-----------|---|------------------------------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団 | |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 医務課 | |
| 監査実施日 | 平成27年9月24日 | |
| 事業の概要 | <p>臓器移植に関する知識の普及啓発及び啓蒙を図るとともに、臓器機能障害者に対して腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓発と、腎臓移植に関する事業を行い、山梨県民の医療の向上に資し、もつて福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 臓器移植に関する普及啓発及び啓蒙活動</p> <p>(2) 腎臓移植希望者に対する知識や情報の提供を行い、腎臓移植希望登録者の登録及びそれに関連した業務である組織適合検査の手配、補助を行う。</p> <p>(3) 腎臓提供と腎臓移植に係わる医療従事者及び医療機関に対する啓蒙活動</p> <p>(4) その他上記の目的を達成するために必要な事業</p> | |
| 財政的援助等の内容 | <p>[出捐金] (出捐率28.1%)</p> <p>[補助金] 臓器移植推進事業費補助金</p> | <p>10,000,000円</p> <p>650,000円</p> |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額で取得した場合、取得価額を貸借対照表価額とすることとされているが、基本財産100万円の利付国債(10年)購入において、取得価額ではなく債券価額を貸借対照表価額とし、債券価額と取得価額との差額を購入年度の雑収益として計上していた。</p> <p>2 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。また、枚数の管理は行っていたが、金額の管理がされていなかった。</p> <p>3 受取会費・受取負担金・受取寄付金に係る現金収納金について、金融機関への預け入れなどの収納処理を行わず、そのまま手許現金として保管され、経常経費に支出されており、現金管理が適切ではなかった。</p> <p>4 経理規程第12条に補助簿として定められている正会員及び賛助会員の会費台帳が作成されていなかった。そのため、定款第41条の会員の資格喪失要件の一項目である「継続して1年以上会費を滞納したとき」に該当する対象者が、把握できない状況にあつた。</p> <p>5 旅費規程において「出張命令を受けたものは、別に定められる様式により旅費を請求するものとする。」と規定されており、出張命令を前提に、旅費を請求することとなっているが、県内旅費については出張命令書、旅費請求書がないまま、県外旅費については出張</p> | |

| | |
|----|---|
| | <p>命令書がないまま、旅費が支給されていた。</p> <p>6 利付国債（10年）で運用していた基本財産100万円が満期償還となり、利付国債（10年）で再運用しているが、入出金に伴う収入伺い及び支出伺いについて、起案・決裁がされていなかった。</p> <p>7 経理規程第8条において「この規定の施行に関する規則は、別にこれを定める」、第9条において「勘定科目は、これを貸借対照表勘定科目及び収支計算書勘定科目に区分し、その名称、ならびに内容については、別に定める。」と規定されているが、別途定めるべき規定が整備されていなかった。</p> <p>8 公印管理規程に適切な管理保管に関する具体的な方法についての規定が整備されておらず、公印は施錠されていない引き出しに保管されていた。</p> |
| | <p><注意事項> なし</p> |
| 意見 | <p>今回の監査において、現行の体制に合った事務処理方法が十分に確立されておらず、また、手許保管現金及び収納金の取扱いなど、事務管理に係る規程も十分に整備されていない状況が確認された。</p> <p>こうした現状を踏まえ、内部チェック機能及び相互牽制機能を高めるためには、各種規程の整備や、公益法人会計基準に基づく事務処理方法を早急に確立することが必要であり、規程の見直し及び事務処理体制の構築に向けて積極的に取り組まれない。</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター | |
| 所管部（局）課 | 福祉保健部 衛生薬務課 | |
| 監査実施日 | 平成27年8月27日 | |
| 事業の概要 | <p>山梨県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の擁護を図ることを目的としている。</p> <p>(1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導</p> <p>(2) 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する事業者又は生活衛生同業組合の指導</p> <p>(3) 標準営業約款に関する事業者の登録</p> <p>(4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の企画、開催又はその斡旋</p> <p>(5) 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供</p> <p>(6) 生活衛生関係営業の振興のための事業</p> <p>(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> | |
| 財政的援助等の内容 | <p>[出捐金] (出捐率40.0%)</p> <p>[補助金] 生活衛生関係営業対策事業費補助金</p> <p>生活衛生営業振興事業費補助金</p> | <p>2,000,000円</p> <p>14,779,000円</p> <p>2,200,000円</p> |
| | <p>[指摘事項] なし</p> | |
| | <p>[指導事項]</p> <p>1 平成20年改正の新公益法人会計基準において、財務諸表に注記しなければならない次の事項が記載されていなかった。</p> <p>(1) 補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高</p> <p>(2) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳</p> <p>2 郵便切手の期末保有残高が、貸借対照表に資産計上されていなかった。</p> | |
| | <p><注意事項> なし</p> | |

| | | | |
|-----------|---|--|--------------|
| 監査対象団体 | 株式会社 山梨食肉流通センター | | |
| 所管部(局)課 | 農政部 畜産課 | | |
| 監査実施日 | 平成27年9月2日 10月13日 | | |
| 事業の概要 | <p>食肉流通体系の近代化を図り、もって畜産振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 家畜のと殺、解体 (2) 食鳥の処理、解体 (3) 食肉の処理、加工、販売及び輸送 (4) 家畜、食鳥の副生物の処理、加工、販売及び輸送 (5) 食肉及び家畜、食鳥の副生物の冷蔵、凍結、保管 (6) 食肉市場の運営 (7) 前記に付帯する一切の業務</p> | | |
| 財政的援助等の内容 | [出資金] (出資率 35.7%) | | 150,000,000円 |
| | [補助金] 山梨食肉流通センター施設整備関係補助金 | | 75,042,766円 |
| 監査の結果 | <p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 収入印紙・切手の期末残高が、資産計上されていなかった。</p> <p>2 貸借対照表に同額計上されている、長期預り証券等と預り保証証券等については、取引保証金として定期預金証書等を預かっているものであるが、質権の設定がされていないものがあつた。</p> <p>3 長期滞留未収金(1社 10,119,827円、8年経過)があるが、貸倒引当金として8,446,913円しか計上されておらず、繰入不足額が1,672,914円あつた。</p> <p>4 調整手当について、手当の対象となる職務の範囲とその支払額に関する規定は整備されているものの、手当支給の根拠規定として不明瞭であつた。</p> <p><注意事項> 2件</p> | | |
| 意見 | <p>当社は、資本金が4億2千万円であり、税法上、大企業の扱いとなっているが、将来的な県民負担の軽減につながる可能性もあることから、中小企業税制を活用できるような規模まで無償減資することについて検討されたい。</p> | | |

| | | | |
|-----------|--|--|--------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨県青少年協会 | | |
| 所管部(局)課 | 教育庁 社会教育課、福祉保健部 子育て支援課(指定管理) | | |
| 監査実施日 | 平成27年10月5日 11月5日 | | |
| 事業の概要 | <p>青少年に活動、研修、交流の場を提供することにより、豊かな感性と創造性を育み、心身ともに健全な青少年育成を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 青少年のための活動、研修、交流の場の提供事業 (2) その他目的達成に必要と認められる事業</p> | | |
| 財政的援助等の内容 | [出捐金] (出捐率 39.2%) | | 20,000,000円 |
| | [補助金] 青少年育成山梨県民会議助成費補助金 | | 4,705,778円 |
| | <公施設> 山梨県立青少年センター | | |
| | 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 | | |
| | 指定管理料(平成26年度) | | 107,180,000円 |
| | 山梨県立愛宕山こどもの国及び山梨県立愛宕山少年自然の家 | | |
| | 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 | | |
| | 指定管理料(平成26年度) | | 105,224,000円 |
| | 山梨県立八ヶ岳少年自然の家 | | |
| | 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 | | |
| | 指定管理料(平成26年度) | | 95,403,000円 |
| | 山梨県立科学館 | | |
| | 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 | | |
| | 指定管理料(平成26年度) | | 328,648,000円 |

| | |
|-------|---|
| 監査の結果 | [指摘事項] なし [指導事項] 1 財務規程第6条に定める有価証券出納簿の整理・記録が、行われていなかった。 2 貯蔵品の決算整理仕訳の振替伝票において、財務規程第70条に定める事務局長の決裁がなかった。また、貯蔵品の期末残高の計算において単価に誤りがあり、貯蔵品の期末残高が494円過大に計上されていた。 3 売店委託販売の預り金において、 (1) 消耗品費として処理すべき金額を、預り金の支払として処理したため、期末残高が468,382円不足していた。 (2) 平成25年度から繰り越された金額のうち134,441円が、平成26年度末においても期末残高として残っていた。 4 財務諸表に対する注記では、退職給付引当金の計上基準について「期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額から独立行政法人勤労者退職金共済機構への掛け金の期末評価額を控除した金額の100%を計上している。」と記載しているが、退職給付引当金の期末残高について、当該引当金の計上基準に基づき計算した金額よりも、11,506,572円過大に計上されていた。 5 防犯カメラ設置業務契約の請書において、支払い条件は「請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。」としているが、支払が2ヶ月半遅延していた。 6 参加者負担金について、負担金ではなく、旅費交通費として支給していた。 7 職員給与から控除している社会保険料の残高が、納付すべき額と相違していた。 <注意事項> なし |
|-------|---|

| | | |
|-----------|--|--------------|
| 監査対象団体 | 一般社団法人 山梨県トラック協会 | |
| 所管部(局)課 | 産業労働部 商業振興金融課 | |
| 監査実施日 | 平成27年10月20日 | |
| 財政的援助等の内容 | [補助金] 運輸振興事業費補助金 | 110,087,000円 |
| 補助の目的 | 運輸事業振興のために、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1) 特定運輸事業を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 (2) 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 (3) 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 (4) 特定運輸事業の適正化に関する事業 (5) 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 (6) 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業 (7) 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業 ほか | |
| 監査の結果 | 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。 | |

| | | |
|-----------|--|-------------|
| 監査対象団体 | 山梨県小児救急医療事業推進委員会 | |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 医務課 | |
| 監査実施日 | 平成27年10月8日 | |
| 財政的援助等の内容 | [補助金] 小児救急医療体制整備費補助金 | 75,831,451円 |
| 補助の目的 | 休日・夜間における全県的な小児救急医療体制を整備することにより、県民の小児救急医療に対する需要の増大に応えるとともに、小児科医不足により生じている諸課題に対応することを目的とする。 | |
| 監査の結果 | 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。 | |

| | | |
|-----------|--|-------------|
| 監査対象団体 | 公益財団法人 山梨みどり奨学会 | |
| 所管部(局)課 | 教育庁 高校教育課 | |
| 監査実施日 | 平成27年10月15日 | |
| 財政的援助等の内容 | 〔補助金〕 育英奨学金貸付金補助金 | 69,917,000円 |
| | 育英奨学金運営費補助金 | 7,047,888円 |
| | 交通被災遺児就学奨励費補助金 | 2,052,000円 |
| 補助の目的 | 向学心に富み有能な資質を持つ生徒であって、経済的理由により修学困難なものに対し学資を貸与し、修学の奨励と健全な育成を図ることを目的として、(公財)山梨みどり奨学会が実施する事業に対し、補助金を交付するものとする。 | |
| 監査の結果 | 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。 | |

| | | |
|-----------|--|-------------|
| 監査対象団体 | 一般社団法人 山梨県医師会 | |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 医務課 | |
| 監査実施日 | 平成27年10月19日 | |
| 財政的援助等の内容 | 〔交付金〕 医療提供体制づくり等交付金 | 40,000,000円 |
| | 〔補助金〕 在宅医療推進事業費補助金 | 1,622,000円 |
| | 在宅医療推進体制整備事業費補助金 | 899,000円 |
| | 在宅医療人材育成事業費補助金 | 1,341,000円 |
| 交付金の目的 | 一般社団法人山梨県医師会が行う「良質かつ適切な医療を提供する体制の確保、健康増進に関する正しい知識の普及、研究の推進、医療従事者の養成及び資質の向上等のための事業」に対し交付金を交付することにより、県民への良質な医療の提供並びに県民の健康及び衛生の保持を図ることを目的とする。 | |
| 監査の結果 | 〔指摘事項〕 なし | |
| | 〔指導事項〕 平成26年度山梨県医療提供体制づくり等交付金事業実績報告書において、補助金交付要綱第4条に規定する交付対象経費とならない衛星携帯電話(備品)購入費378,000円を救急災害医療の需用費として計上していたため、128,284円過大に交付を受けていた。 | |
| | 〈注意事項〉 なし | |

| | | |
|-----------|--|-------------|
| 監査対象団体 | 山梨県農業会議 | |
| 所管部(局)課 | 農政部 農政総務課 | |
| 監査実施日 | 平成27年10月19日 | |
| 財政的援助等の内容 | 〔補助金〕 農業会議費等補助金 | 35,987,000円 |
| | 経営構造対策推進事業費補助金 | 4,729,000円 |
| 補助の目的 | 農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、農業委員会及び農業会議が実施する事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金及び補助金を交付する。 | |
| 監査の結果 | 〔指摘事項〕 なし | |
| | 〔指導事項〕 農業会議費補助金等の補助対象経費である、山梨県農業会議会議員に対する費用弁償について、その支給方法は、山梨県農業会議会議員報酬及び費用弁償規程第4条において、「山梨県条例「付属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の例による。」と規定され、「旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算し、車賃は、全路程を通算して計算する。」とされているが、対象者の住居地の合併前の旧市町村の市役所及び役場から、会場までの直線距離で行われており、支給額に誤りがあった。 | |
| | 〈注意事項〉 なし | |

| | | |
|-----------|---|----|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 蒼溪会 | |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 障害福祉課 | |
| 監査実施日 | 平成27年9月29日 | |
| 財政的援助等の内容 | 〈公施設〉山梨県立あゆみの家 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 指定管理料 (平成26年度) | 0円 |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | |
| | [指導事項] 講師料について、所得税として10.21%を控除すべきところ10%しか控除していないものがあった。 | |
| | <注意事項> なし | |

| | | |
|-----------|---|----|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会 | |
| 所管部(局)課 | 福祉保健部 障害福祉課 | |
| 監査実施日 | 平成27年9月30日 | |
| 財政的援助等の内容 | 〈公施設〉山梨県立育精福祉センター成人寮 指定期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日 指定管理料 (平成26年度) | 0円 |
| | 山梨県立梨の実寮 指定期間 平成18年4月1日～平成28年3月31日 指定管理料 (平成26年度) | 0円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。 | |

| | | |
|-----------|--|--------------|
| 監査対象団体 | 合同会社 富士川・切り絵の森 | |
| 所管部(局)課 | 観光部 観光企画・ブランド推進課、県土整備部 都市計画課 | |
| 監査実施日 | 平成27年10月6日 | |
| 財政的援助等の内容 | 〈公施設〉山梨県富士川クラフトパーク 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) | 103,423,347円 |
| | 山梨県立富士川観光センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) | 17,930,135円 |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | |
| | [指導事項] 1 施設・設備の保守点検業務等委託契約書、請書3件について、契約解除のための暴力団排除条項の記載がなかった。 2 指定管理者としての受託事業において、経費支出の際に起案されている「支出伺・支出決議書」に代表社員及び事務局長の決裁がないまま支出されているものが複数あった。 | |
| | <注意事項> なし | |

| | | |
|-----------|---|-------------|
| 監査対象団体 | 株式会社 桔梗屋 | |
| 所管部(局)課 | 農政部 花き農水産課 | |
| 監査実施日 | 平成27年9月25日 | |
| 財政的援助等の内容 | 〈公施設〉山梨県立富士湧水の里水族館 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) | 29,824,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。 | |

| | | | |
|-----------|---|---------------------------|---------------------------|
| 監査対象団体 | 富士観光開発・富士グリーンテックグループ | | |
| 所管部（局）課 | 県土整備部 都市計画課 | | |
| 監査実施日 | 平成27年10月7日 | | |
| 財政的援助等の内容 | 〈公施設〉 山梨県曽根丘陵公園 | 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 | 指定管理料（平成26年度） 65,123,000円 |
| 監査の結果 | [指摘事項] なし | | |
| | [指導事項] イベント出演に対する報酬料金と併せて支払った交通費について、所得税の源泉徴収をしていなかった。 | | |
| | 〈注意事項〉 なし | | |